

大阪市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会 における委員意見及び本市の考え方

(令和 2 年度 第 3 回高齢者福祉専門分科会)

NO	委員名	ご意見・ご質問等	本市の考え方・計画素案への反映
議事 1 大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(令和3年度～令和5年度)の策定について			
地域共生社会に関すること			
1	白澤委員	第6章に記載の「関係機関との連携と地域づくり（地域共生社会の実現に向けて）」について 地域包括支援センターや居宅介護支援事業者のケアマネジャーを主語にして、地域共生社会にどのように貢献できるか、介護保険事業計画の視点で記載できないか。	委員ご意見のとおり計画素案115ページの「関係機関との連携と地域づくり（地域共生社会の実現に向けて）」では、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画として、地域包括支援センターやケアマネジャー等の相談支援等を行う関係者が、複合的な課題の解決に向けて様々な関係機関と連携していくことは、今後一層重要になってくると考えております。 複合的な課題の解決に向けた関係機関との連携として、平成29年度からのモデル事業を経て、令和元年度から区保健福祉センターが「調整役」となって、関係者と支援方針などを検討する「総合的な支援調整の場（つながる場）」を全区で実施しています。その中で、困難な事例には、学識経験者や実務者などをスーパーバイザーとして、専門的な助言を受け対応してきたところです。 今後も、地域包括支援センターやケアマネジャーによる高齢者に対する相談支援だけでは、解決できない課題に対しては、関係する相談支援機関と連携するとともに、複雑化・多様化・深刻化する複合的な課題の解決に向けて、「総合的な支援調整の場（つながる場）」を活用した取り組みを進めてまいります。 また委員意見を踏まえ、計画素案の該当箇所を修正しました。 ※115ページ「第6章 2(7)関係機関との連携と地域づくり（地域共生社会の実現に向けて）」 （115ページ 2段落目） これら課題の解決に向けて、地域包括支援センターだけでなく、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関等の様々な機関が連携し、区保健福祉センターが中心となり、関係者が一堂に会して支援方針を検討・共有するとともに、支援にあたっての役割分担を明確にする話し合う「総合的な支援調整の場（つながる場）」のような複合的な課題を抱えた人や世帯を支援する仕組み等を一層進めていく必要があります。
認知症施策に関すること			
1	白澤委員	第7章「認知症施策の推進」に関することについて、認知症の人の意思決定支援が重要であり、これは単に「本人ミーティング」の前提に、家族や地域社会、さらには専門職は認知症の人の意思決定を支えていくことが必要であることを明記してはどうか。	認知症の人が自らの意思に基づいた日常生活・社会生活を送ることができるよう、2018（平成30）年6月に「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」が示されており、本市としてもこれに基づき、意思決定支援を推進していきます。（148ページに記載） また、本市として意思決定支援の重要性について普及啓発を図るため、国の意思決定支援ガイドライン等を活用していくことを149ページに記載しております。
介護人材に関すること			
1	光山委員	人材不足解消について、まずは多様性の広がりについての理解を深めることが必要である。様々な留資格が創設され介護分野で就労する外国人の増加が期待される。そのため、想定していない課題が発生する可能性がある。シニア層の活用は不可欠となっており、2021年4月施行予定となる改正高齢者安定法もあり定年後の60歳あるいは65歳以上の活用は自助の観点からも有効である。	今後、介護や支援を必要とする高齢者人口の大幅な増加が見込まれる一方、介護の担い手となる生産年齢人口は減少し、介護サービス等を担う人材の育成・確保が重要な課題となると認識しており、本市では、計画素案「重点的な課題と取組み」185ページ、186ページにありますように、福祉・介護人材の確保、福祉・介護の仕事に関するイメージアップ、人材のすそ野の拡大など、様々な取組みを進めてまいります。 求人に関する取り組みについては、各施設等においてそれぞれの実情に応じて行われており、高齢者実態調査からは、ハローワークへの求人情報の掲載のほか、転職情報サイトやSNSを活用した求人、外国人人材の受け入れなども進められていると認識しております。 今後も、福祉・介護人材の確保に関しては、大阪府とも連携しながら取り組みを進めてまいります。
2	光山委員	人材採用の効率化について検討する必要がある。現在、介護事業者は多くの介護人材を有料職業紹介から採用している。そのための費用はもはや看過できるものではなく、採用コストの上昇が経営課題の大きな問題となっている。行政主導で、悪質な有料職業紹介業者の公表はできなくとも少なくとも優良な業者の評価については必要である。	
3	光山委員	世代ごとの採用方法を見ると若年世代については、従来のアナログ的な採用手法だけでなくSNS等を活用したデジタル採用の促進をする。	

NO	委員名	ご意見・ご質問等	本市の考え方・計画素案への反映
議事 1 大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(令和3年度～令和5年度)の策定について			
4	川井介護保険部会長	第6章「介護現場の革新～人材確保・生産性の向上～」で記載の「介護職に限らず介護分野で働く人材の確保・育成を行い」の箇所で、「介護分野で働く人材」は介護職も含まれるので、「介護職に限らず」を削除した方がいいのではないかと	委員ご意見のとおり「介護職に限らず」を削除いたします。 ※112ページ「第6章 2(3)介護現場の革新～人材確保・生産性の向上～」(112ページ 下から4行目以降) 今後、生産年齢人口の減少などの課題に対応しながら、介護サービスの質の維持・向上に取り組むためには、 介護職に限らず 介護分野で働く人材の確保・育成を行い、介護現場全体の人手不足対策、を進めていくとともに、人材のすそ野を広げていくことが重要です。
5	川井介護保険部会長	第7章「地域包括ケアの推進に向けたサービスの充実(5)介護人材の確保及び資質の向上」の今後の取組みに記載の「介護助手」について、現時点でモデル実施のものを次期計画に具体的に書き込めるのか。また、介護職との業務区分の基準はあるのか。	介護助手については、人材のすそ野の拡大に向けた取り組みの一例として記載しておりますが、今後の方向性については、モデル事業における検証結果等を踏まえて検討することとしていることから、委員意見を踏まえて第7章重点的な課題と取組み「介護人材の確保及び資質の向上」の該当箇所を修正いたしました。 また、介護職との役割分担については、直接介助に携わらないといった共通の考え方のもと、施設ごとに実施する業務改善や機能分化の取り組みを通じて、それぞれの実情に応じて決められるものと考えています。 ※186ページ「第7章 4(5)介護人材の確保及び資質の向上」(186ページ 1行目) 介護助手(アシスタントワーカー)等の新たな人材の 参入を促進するについても検討に加える など、人材のすそ野の拡大に取り組んでいきます。 ・また、介護職との役割分担については、直接介助に携わらないといった共通の考え方のもと、施設ごとに実施する業務改善や機能分化の取り組みを通じて、それぞれの実情に応じて決められるものと考えています。
6	花岡委員	P112(3)の文言に、介護職が将来に希望の持てる魅力ある職としての人材確保に向けた施策を進める、等追記してはいかがでしょうか。 ※待遇に満足できず、離職される方が多いと聞いております。	委員ご意見のとおり、追記します。 ※113ページ「第6章 2(3)介護現場の革新～人材確保・生産性の向上～」(113ページ 上から1行目) 引き続き、処遇改善、多様な人材の活用の促進、介護の仕事の魅力向上、職場改善に取り組むほか、さまざまな視点から 将来に希望の持てる魅力ある職として介護職の 人材確保に向けた施策を進めていく必要があります。
第1号被保険者(65歳以上)の保険料について			
1	野口委員	大阪市の介護保険料は全国に比べ高い保険料の上、2022年には75歳以上の医療負担が1割から2割に(年間所得200万以上の方)なり益々高齢者の負担が多くなってくる。財政が厳しいと存じますが検討する余地があるのではないかと	介護保険料は、3年間の計画期間ごとに要介護認定者数や介護サービスの利用者数を推計したうえで、介護サービスの提供に必要な費用等を見込み算定しています。 本市では単身の高齢者が多いこと、また、団塊の世代が75歳以上を迎える2025年に向け、後期高齢者が増加していくことから、要介護認定者数及び介護保険サービス利用者の増加が見込まれ、介護保険事業の費用をまかなうためには保険料の上昇は避けられない状況となっています。 なお、本市として、介護保険制度を長期的に安定して運営するため、国の負担割合の引き上げなど必要な財政措置を講じるよう、国に対して要望しています。 高齢化が進展する中で、地域包括ケアシステムを推進するとともに、高齢者の自立支援とともに、要介護状態の重度化防止を図りつつ、介護保険制度の持続を確保し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供できる取組を、引き続き推進してまいります。
2	光山委員	介護保険料が非常に高くなってきています。見合うようなサービスを提供するために、官民ともに協力して市民に応えるようにしていきたいと思います。	

NO	委員名	ご意見・ご質問等	本市の考え方・計画素案への反映
議事 1 大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(令和3年度～令和5年度)の策定について			
その他			
1	上野谷高齢者福祉専門分科会長代理	「外国にルーツをもつ人への支援」について、何らかの形で書き込んでもらいたい。具体的な対応策までは求めない、せめて将来に向けた課題提起という意味で記載していただけないか。今後、このような人達が高齢化したときの課題もあるのではないか。	令和元（2019）年12月末現在、大阪市内には143の国や地域を出身とする145,857人の外国人住民が居住し、全市民のうちの約5.3%を占め、人口・比率とも政令指定都市の中で最多となっているところだ。 委員意見にありますように、今後外国にルーツをもつ人達が高齢者となりサービスや支援を受けるにあたって、どのような取り組みができるのか、将来的なことを視野に入れて検討していく必要があると考えております。 本市では、計画素案230ページに外国人への支援に対する考え方をお示しし、計画素案242ページにあります認定調査時の外国語通訳派遣や、249ページの外国語版による各種情報提供等を行っているところです。 引き続き、外国人高齢者が必要なサービスや支援を受けることができるように取り組んでまいります。
2	光山委員	多死社会への対応として、孤独死防止、病院看取りから在宅、施設での看取りへ多様化について整備等、本格的な議論を始めないといけない。	・医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが重要です。 そのためには、自らが望む医療や介護について自分自身で前もって考え、家族や医療・介護関係者等と話し合うことが重要であるため、「人生会議（ＡＣＰ）」の促進について取り組んでいきます。 また、看取りの多様化に対応するため、介護施設等における看取り環境の整備についても支援してまいります。 ・介護施設等の看取り環境整備について、計画素案に追記しました。 ※194ページ「第7章 5(3)施設・居住系サービスの推進」 (194ページの整備に関する項目に「○その他」を追記) ○ その他 介護施設等における看取りに対応できる環境を整備する観点から、看取り及び家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う整備について支援していきます。
3	光山委員	地域包括ケアシステムを推進するうえで老人保健施設（老健）の理解の拡充が必須である。老健は在宅支援・在宅復帰施設として地域包括ケアシステムの中核施設であり、その存在は重要であるが、依然としてその制度理解については温度差があるように思われる。	介護老人保健施設は、在宅復帰、療養支援機能をより発揮し、地域の介護・医療・福祉関係者や行政機関と協力のうえ、住み慣れた地域で暮らし続けることができる「地域包括ケアシステム」において、地域の高齢者を支えていくための中核的な施設であり、広く理解を深めることは重要であると認識しております。